

税務Q&A



高速道路利用料の インボイスと電子帳簿保存法

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 中村 桃華
(ホームページ <https://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)



当社の従業員は、高速道路を利用する際、法人契約のクレジットカードを使ってETCを利用しています。クレジットカード会社が発行する利用明細書を保存することにより、消費税の仕入税額控除を行うことはできますか。

また、電子帳簿保存法上はどのように取り扱えばいいですか。



高速道路の料金をETCで支払った場合、請求書や領収書などのインボイスを受け取ることができないため、ETC利用時のインボイスの保存方法について、緩和措置がとられています。インボイス制度と電子帳簿保存法においては、次のような対応が必要となります。

1 インボイスの取扱い

クレジットカード会社が発行するカード利用証明書は適格請求書に該当しません。そのため、ETCクレジットカードを使用した高速道路料金について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、高速道路会社が運営するETC利用照会サービスからダウンロードした「利用証明書」(簡易インボイス)を保存する必要があります。

ただし、ETCクレジットカードを使用して高速道路を利用する度に、すべての利用証明書をダウンロードして保存することは、事務的な煩雑さを伴うことから実務的には困難です。そのため、高速道路の利用頻度が高く、すべての利用証明書の保存が困難なときは、クレジットカード会社が発行するクレジットカード利用明細書と、高速道路会社の任意の一取引に係る利用証明書を併せて保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

したがって、「利用証明書」のダウンロードが困難な場合のETCのインボイスについては、令和5年10月1日以後に利用した利用証明書を1回のみ取得・保存すれば毎回の保存は必要ないとされました。

また、ETCコーポレートカード及びETCパーソナルカードを利用して支払った場合は、月に一回発行される請求書がインボイスに対応した形式となります。

2 電子帳簿保存法における取扱い

令和6年1月1日より、電子取引データについては電子のまま保存しなければいけないこととなっております。

ご質問の高速道路の料金をETCで支払った場合について、ETCの利用証明書は、納税者が必要に応じて自ら必要な範囲を指定してWeb上で発行してもらうものであり、必ずしも利用証明書の全てを納税者が受領するものではないことから、法人税法及び所得税法上、納税者が受領していない利用証明書については保存義務の対象となりません。

しかし、消費税法上インボイスにより利用証明書をダウンロードした場合は、電子データとして保存しなければいけません。

また、クレジットカードの利用明細をWeb上で確認しダウンロードする場合は電子取引に該当し、PDFファイル等の電子データとして保存する必要があります。

ただし、一定の要件に該当した場合は、プリントアウトして書面を保存することも可能となっております。

ご不明な点等は、お早めに税理士等の専門家にご相談ください。